

砥部町告示第194号

令和5年度砥部町親・子世帯の近居・同居応援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年12月26日

砥部町長 佐川秀紀

令和5年度砥部町親・子世帯の近居・同居応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、子世帯の町内への定住及び転入を促進するため、町内の親世帯の近くに住替える際の費用を予算の範囲内において、一部補助することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子世帯 親世帯が町内に居住しており、かつ、世帯の全員の年齢が令和5年4月1日時点において40歳未満である世帯で、小学生以下の子どもと同居している世帯をいう。
- (2) 子 子世帯の世帯主又はその配偶者をいう。
- (3) 親世帯 町内に居住している親を構成員とする世帯をいう。
- (4) 親 子のいずれかの一親等内の直系尊属の者をいう。
- (5) 居住 現に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録を行っていることをいう。
- (6) 住宅 次に掲げる住宅をいう。
 - ア 親世帯又は子世帯が居住するために町内に所有する住宅
 - イ 親又は子の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅
 - ウ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による建築物の確認済証の交付を受けた住宅又は同法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項の規定による建築物の検査済証の交付を受けた住宅
 - エ 建築基準法に基づく耐震基準を満たしていることが建築士等により証明された住宅(昭和56年5月31日以前に建築された住宅に限る。)
- (7) 近居 子世帯が町内に住宅を新築し、又は購入して居住することをいう。
- (8) 同居 親世帯と子世帯が同一の住宅(同一敷地内の別棟を除く。)に居住することをいう。
- (9) 住宅の取得 住宅の所有権を取得することをいう。
- (10) リフォーム 住宅の修繕、模様替え又は機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、交付申請日において次の各号のいずれにも該当する子又は親とする。

- (1) 申請日において、親世帯が1年以上継続して町内に居住していること。
- (2) 子世帯を構成するすべての者が1年以上継続して本町の区域外に居住した後、近居・同居のために本町へ転入し、申請日において、本町の住民基本台帳に記載されている

者であること。

- (3) 申請日において、子世帯及び親世帯を構成するすべての者（以下「補助対象世帯員」という。）が市区町村民税の滞納がないこと。
- (4) 補助対象世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はその関係者でないこと。
- (5) 補助対象世帯員が同一の住替えて、令和5年度砥部町子育て世帯・若年世帯住替え助成事業費補助金交付要綱（令和5年砥部町告示第193号）に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 補助対象世帯員が同一の住替えて、令和5年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付要綱（令和5年砥部町告示第55号）に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 補助対象世帯員が過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象住宅）

第4条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は別表に掲げるとおりとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助金の額は別表に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年度砥部町親・子世帯の近居・同居応援事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、令和5年度砥部町親・子世帯の近居・同居応援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことと決定したときは、令和5年度砥部町親・子世帯の近居・同居応援事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他町長が必要と認めるとき。

（補助金の返還）

第9条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めるものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条・第5条関係）

区分	補助対象住宅	補助対象経費	補助金の額
1 住宅取得事業	子世帯が新たに近居又は同居を開始するため、令和5年4月1日以降に新築又は売買により取得した戸建て住宅	住宅の取得に必要な経費 ・新築工事に要した経費（土地の代金を除く） ・新築・中古住宅の購入に要した経費（土地の代金を除く） ・既存住宅の取り壊しに要した経費	補助対象経費に20分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない方の額。ただし、新築工事の際に既存住宅の取り壊し（解体工事費が100万円を超える場合。）を行う場合は、50万円を加算する。
2 リフォーム事業	補助対象世帯員が同居を開始するため、令和5年4月1日以降にリフォーム工事を行った戸建て住宅	リフォーム工事に必要な経費 ・住宅部分の増築又は改築に要した経費 ・屋根、雨どい、柱、外壁その他の住宅の外装を修繕し、又は塗装するための工事に要した経費 ・床、内壁、天井、雨戸、戸、サッシ、ふすま、畳その他住宅の外装又は内装を取り替えるための工事に要した経費 ・便所、風呂、台所その他住宅において水を使用する設備を修繕するための工事に要した経費	補助対象経費に20分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない方の額

令和 5 年度砥部町親・子世帯の近居・同居応援事業費補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

砥部町長 様

申請・請求者

住所〒

氏名

電話番号

砥部町親・子世帯の近居・同居応援事業費補助金の交付を受けたいので、令和 5 年度砥部町親・子世帯の近居・同居応援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 対象住宅

区 分	1 近居		2 同居	
住宅所在地	同居	砥部町		
	近居	親世帯	砥部町	
		子世帯	砥部町	
事業の種類	1 新築		2 中古	3 リフォーム
契約名義人	(単独・共有)			
住宅の所有権保存又は所有権移転登記年月日 ※リフォームの場合は工事完了日	年 月 日			
住民登録日	年 月 日			

2 補助金の額

補助対象経費(A)	円	いずれか 1 つに○を記入	
		☐	新築工事に要した経費(土地の代金を除く)
		☐	新築・中古住宅購入に要した経費(土地の代金を除く)
		☐	リフォーム工事に要した経費
基礎額(B)	円	(A) × 1/20	
補助限度額(C)	金 1, 000, 000 円		
加算額(D)	円	新築工事の際に既存住宅の取り壊しを行った場合で、解体工事費 100 万円を超える場合は、50 万円を加算	
申請・請求額	円	(B) と (C) のいずれか少ない方の額 + (D)	

(裏面あり)

3 世帯の状況

世帯員 (申請者を除く。)	(1) 親世帯			
	フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	年齢
	(2) 子世帯			

4 振込先口座(申請・請求者名義の口座)

金融機関名					支店名									
預金種別		普通		当座	口座番号									
フリガナ														
口座名義人														

5 関係書類

- (1) 同意書兼誓約書(別紙1)
- (2) 親世帯と子世帯の親子関係を証明できる戸籍全部事項証明書
- (3) 親世帯が町内に継続して1年以上居住していることを証明できる住民票の写し又は戸籍の附票
- (4) 子世帯が町外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票
- (5) 子世帯(18歳未満の者を除く)の市区町村税の滞納がないことを証する書類
- (6) 補助対象経費の内訳が分かる書類の写し
- (7) 各事業に関する契約書、図面、写真、領収書(支払いが確認できるもの)の写し
- (8) 補助対象住宅についての登記簿の全部事項証明書
- (9) 建築基準法第6条第4項の規定により交付を受けた確認済証(住宅を売買によって取得した場合に限る。)の写し
- (10) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定により交付を受けた検査済証(住宅を新築した場合に限る。)の写し
- (11) 建築基準法に基づく耐震基準を満たしていることがわかる書類(昭和56年5月31日以前に建築された住宅に限る)

同意書兼誓約書

令和 年 月 日

砥部町長 様

申請者
住 所 _____
氏 名 _____ ⑩

砥部町親・子世帯の近居・同居応援事業費補助金の交付を決定するために必要な範囲で、砥部町が住民登録の状況及び町民税の納付状況を調査することに同意します。

加えて、砥部町親・子世帯の近居・同居応援事業費補助金の交付を決定するにあたり必要と認めた場合、補助対象世帯員が暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又はその関係者に該当するかどうかを調査するために、補助対象世帯員の住所、氏名及び生年月日に関する情報を愛媛県警察に提供し、照会することに同意するとともに、次の事項について誓約します。

1 補助対象世帯員(申請者を除く 18 歳以上の方は、自筆でご記入ください。)

(1) 親世帯			
住 所	氏 名	生年月日	電話番号
(2) 子世帯			
住 所	氏 名	生年月日	電話番号

誓約事項

(補助対象者)

- 1 申請日において、親世帯が1年以上継続して町内に居住していること。
- 2 子世帯を構成するすべての者が1年以上継続して本町の区域外に居住した後、近居・同居のために本町へ転入し、申請日において、本町の住民基本台帳に記載されている者であること。
- 3 申請日において、補助対象世帯員が市区町村民税の滞納がないこと。
- 4 補助対象世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又はその関係者でないこと。
- 5 補助対象世帯員が同一の住替えて、令和5年度砥部町子育て世帯・若年世帯住替え助成事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- 6 補助対象世帯員が同一の住替えて、令和5年度砥部町住宅リフォーム補助事業費補助金交付要綱（令和5年砥部町告示第55号）に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- 7 補助対象世帯員が過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。

様式第 2 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和 5 年度砥部町親・子世帯の近居・同居応援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 5 年砥部町親・子世帯の近居・同居応援事業費補助金について、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

1 交付決定額 金 円

2 振込予定日 年 月 日

3 交付の条件

- (1) 令和 5 年度砥部町親・子世帯の近居・同居応援事業費補助金交付要綱に従わなければならないこと。
- (2) 令和 5 年度砥部町親・子世帯の近居・同居応援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、町長から補助金の返還を命じられたときは、遅滞なく交付された補助金の全部又は一部を町に返還すること。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和5年度砥部町親・子世帯の近居・同居応援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和5年度砥部町親・子世帯の近居・同居応援事業費補助金の交付について、次の理由により不交付とすることに決定したので、通知します。

不交付とした理由：